



第2章

環境の現状と課題

1. あらまし
2. 将来動向
3. 第一次計画の現状と評価
4. 市民意識と市民参加の状況
5. 今後の課題



1

あらし

1-1 埼玉県南西部地域の中核都市

本市は埼玉県南西部地域に含まれ、面積は109.16km²、首都30km圏内に位置しています。鉄道路線の充実により都心への通勤・通学の便がよいことから、ベッドタウンとして発展しました。古くから交通の要衝として栄えており、現在も鉄道のほか、関越自動車道、国道16号などの幹線が交差し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設も進んでいます。

また、近隣市町で構成される協議会等を通じて広域調整や連携を進めるなど、県内南西部地域の中核都市としての役割も担っています。

平成15年4月に中核市*に移行し、環境をはじめ、福祉、保健衛生、都市計画などの分野において、大幅に事務処理権限が拡大し、自立した都市の運営を進めています。

中核市
政令指定都市の他に、人口30万人以上の、規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

1-2 バランスのとれた産業構造

本市の産業は、農業、商業、工業がバランスよく構成されています。

農業

大消費地である首都圏に位置するという地理的条件に恵まれており、また、農家戸数、耕地面積及び農業産出額は県内で上位を占めています。しかし、農業従事者の高齢化と農業後継者の不足が問題となっています。

商業

商店数及び年間販売額は、県内で上位であるものの、ともに平成3年度をピークに減少しています。長引く景気の低迷による購買力低下や大型商業施設の進出による商業集積が進んだことが考えられます。

工業

本市には、3つの工業団地と2つの工場適地があり、市全体の製造品出荷額等が県内上位を占める有数の工業都市でもあります。市内事業所の約80%は従業員数30人以下の中小企業であり、景気の低迷等により、10年前と比べて総事業所数は、25%減少しています。



1-3 自然環境共生型の都市構造

本市の南部から北西部にかけての丘陵地には、循環型の農業生活様式に根ざした集落と畑地、樹林地が一体となった風景が広がっています。樹林地は連続した雑木林で構成され、武蔵野の面影を現在に伝えています。

また、低地部を網の目のように流下する河川沿いには広大な水田地帯が広がり、入間川、伊佐沼などの水辺環境にも恵まれています。

丘陵地から低地にかけてのこのような自然環境が市街地を取り囲んでいることによって、さわやかな風、虫や鳥などを市民が身近に感じることができます。また、このような環境には防災上の効果や、ヒートアイランド*の抑制効果などがあり、人口や都市機能集中によるさまざまな弊害を緩和する働きもあります。更に農地は農産物を生み出し、まさに自然環境と共生*したまちの構造を有しています。

ヒートアイランド

都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う発熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。

共生

人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

小江戸

江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。

1-4 歴史と伝統文化の薫るまち

「小江戸*」という呼称に代表されるように、江戸時代からの伝統や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。歴史的建造物や町並みのほか、国・県・市の指定文化財が多くあり、文化財の宝庫ともいえます。国の重要文化財に指定されている喜多院、仙波東照宮、日枝神社本殿、大沢家住宅（蔵造りの商家）などが代表的な文化財です。また、川越まつり、小江戸川越春まつり、小江戸川越花火大会などの観光事業なども地域の魅力を高めており、年間約500万人の観光客が訪れます。

1-5 川越台地と荒川水系がつくる地形

本市の地形は、武蔵野台地を構成する川越台地の北端部と、これをまわりこむように流れる入間川などの荒川水系の河川によって秩父から流運された砂礫が堆積して形成した扇状地によって形成されています。川越台地は第四紀更新世の地層からなり、武蔵野段丘、下末吉段丘、立川段丘堆積層がみられます。市内を流れる河川は荒川水系に属し、入間川と小畔川、荒川改修時に隅田川へ付け替えられた新河岸川と不老川などが挙げられます。



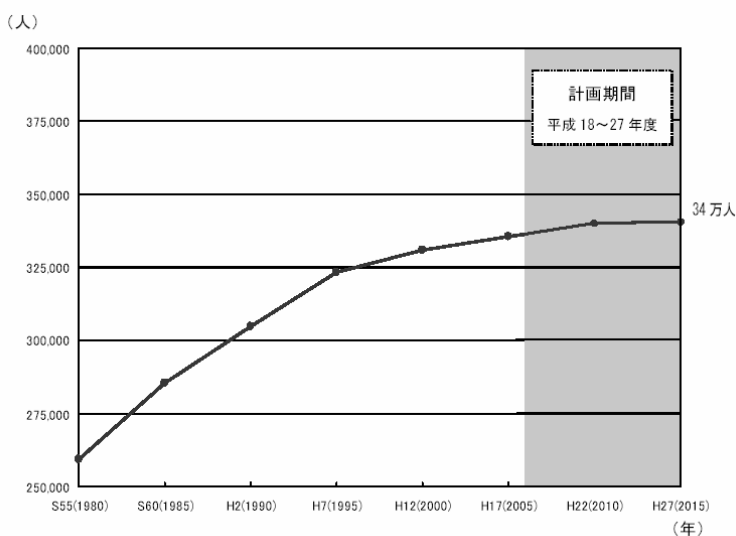
2

将来動向

2-1 人口フレーム

平成 17 年 4 月 1 日現在の本市の人口は 332,247 人、世帯数は 129,055 世帯です。第三次川越市総合計画では、今後人口増加率の伸びは小さく、平成 27 年の将来人口は 34 万人と想定しています。

人口の推移



(資料：第三次川越市総合計画)

2-2 土地利用

第三次川越市総合計画(基本構想)では、次のような土地利用構想を示しています。

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。



2-3 都市構造

本市の均衡ある発展を図るため、歴史的な文化的遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域、あるいは、大規模なプロジェクトが計画されている地域を「地域核」と位置付け、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク*化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ*拠点」として位置付け、保全、活用、創造に努めます。

更に、埼玉県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図ります。

ネットワーク
構成要素が連結され、網のようにつながっていること。

アメニティ
心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。

2-4 都市環境的土地利用及び自然環境的土地利用

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かで潤いのある自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための適切な諸施策を実施します。

都市環境的土地利用

住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害のある人等にやさしい住環境の整備に努めます。

商業地

市民が親しめる魅力ある商業環境を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核については広域的な商業地として、また、地域核についてはそれぞれの特性に合った商業地として、育成を図ります。

業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーンとして、また地域核には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。



工業地

生産環境と周辺の環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

公園・緑地等

人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の生息空間に配慮し、積極的に緑やオープンスペース*の確保を図ります。

自然環境的土地利用

農地や樹林地等の自然環境的な土地利用がなされる土地については、無秩序な開発を防止するとともに、自然環境の保全を図るため整備を行い、適切に維持管理します。

自然環境を保全し、はぐくむための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創造に努めます。

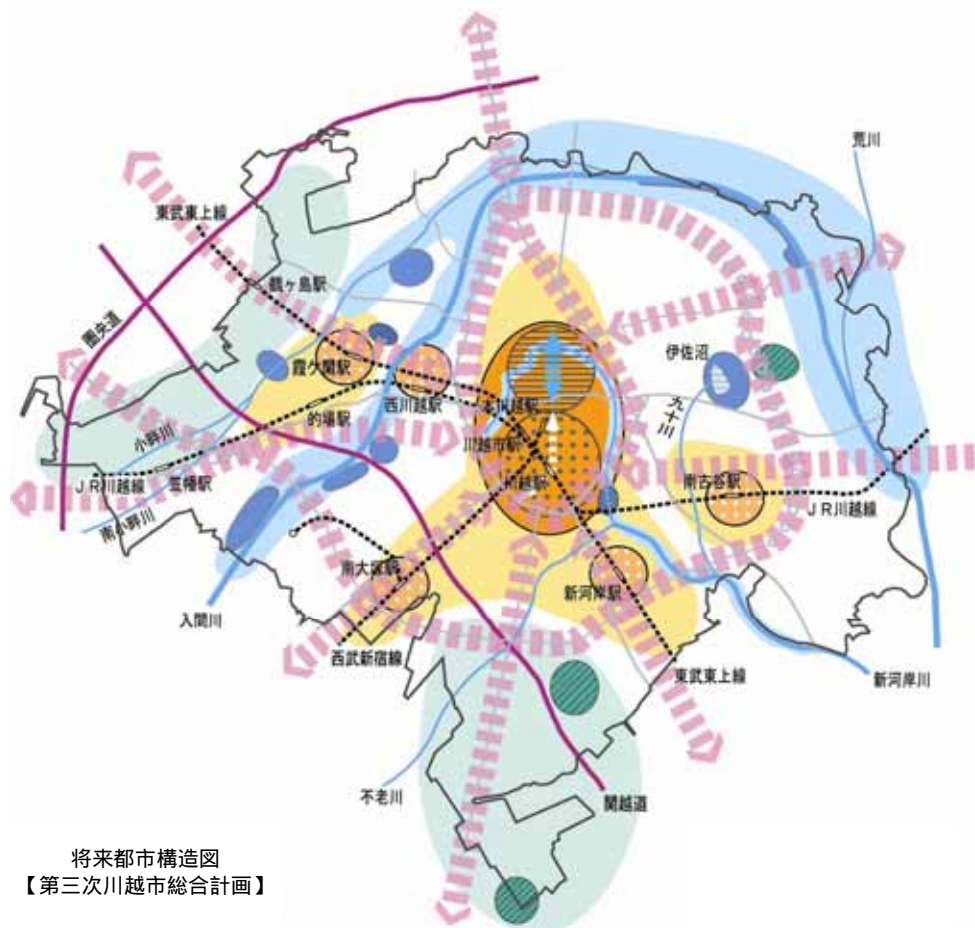
市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地等の自然環境と生態系*を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

オープンスペース

都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

生態系

あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。



将来都市構造図
【第三次川越市総合計画】

凡 例	
都	都心核
心	中心商業軸
核	都市的活動核
形	歴史的環境軸
成	歴史・水・緑核
地域核形成	地域核
	地域活動ゾーン
	ネットワーク軸

凡 例	
緑・アメニティ拠点形成	水・緑ゾーン
	緑ゾーン
	水・緑拠点
	緑拠点
	水・歴史拠点
	河川
	高速道路
	鉄道・駅
	主要幹線道路
	主要幹線構想道路



3

第一次計画の現状と評価

3-1 市の取組の進展

本市においては、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、環境基本法*第36条を踏まえ、平成10年3月に第一次計画を策定しました。また、平成11年11月には、環境マネジメントシステム*の国際規格であるISO14001*を埼玉県内の市町村として初めて認証取得しました。平成13年7月には、平成11年2月策定の「川越市環境にやさしい率先実行計画（資源の有効利用及び省エネルギー・新エネルギー編）」を改定し、「同（公共事業における環境配慮編）」と併せて、市民・事業者の模範となるよう率先して環境改善を図るため「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

なお、第一次計画の進行管理として、計画の進ちょく状況について市民等に公表し、今後の取組に意見の反映を図るため、環境の現状と主な施策の実施状況について取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行してきました。

環境基本法

国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月に施行された。

環境マネジメントシステム

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返すPDCAサイクルを特徴とする。

第一次計画の概要

計画の目的

第一次計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者及び民間団体*の参加によって、将来の望ましい環境を実現することを目指しています。

計画の目標年度

計画の実効性を確保するため、第二次川越市総合計画との連携を考慮し、平成7年度を基準年度として、目標年度は、平成17年度としました。ただし、地球環境問題*など長期的視点が必要な分野もあるため、21世紀半ばをも展望しています。

民間団体

行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

地球環境問題

地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡み合っている。



対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、地球環境、生活環境、自然環境、快適環境として足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえています。

計画の位置付け

第一次計画の位置付けは、環境基本法第36条の趣旨を踏まえつつ、地方自治法に基づく第二次川越市総合計画と補完しあう関係としました。市が定める個別計画で環境に関する部分については、第一次計画を基本として策定しています。

計画の目標

第一次計画では、良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境となるよう、本市が目指す将来の望ましい環境像を、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」としています。

3-2 第一次計画の現状と評価

第一次計画では、望ましい環境像の実現に向けて、5つの環境目標を設定したうえで、環境目標に沿った12の施策、222の具体的取組を示しています。また、計画の進行管理を行う際にチェックする項目として、25項目の目標値と55項目の環境指標*を設定しています。

ここでは、便宜的に第一次計画の評価をするため、25項目の目標値の達成状況と55項目の環境指標のうち目標値設定のない30項目に関する進ちょく状況（以下「30項目の環境指標」という。）と

環境目標達成に向けた222項目の具体的取組の実施状況といった3つの視点から、平成7年度を基準年度として、平成17年度までを評価しました。

環境指標

環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。



評価区分及び評価点

25 項目の目標値の達成状況

評価区分	評価記号	数	率
目標値の達成		5	20.0%
目標値の未達成	×	20	80.0%
計		25	

目標値の未達成 20 項目の進ちょく状況

評価区分	評価記号	数	率
状況の改善が見られるもの		15	75.0%
状況の改善が見られないもの		5	25.0%
計		20	

30 項目の環境指標の進ちょく状況

評価区分	評価記号	数	率
状況の改善が見られるもの		21	70.0%
横ばいなもの		2	6.7%
状況の改善が見られないもの		7	23.3%
計		30	

具体的取組の実施状況

評価区分	表現	数	率
完了	完了	6	2.7%
着手し順調に進んでいる	順調	175	78.8%
着手しているがやや遅れている	遅れ	18	8.1%
未実施	未実施	23	10.4%
		222	

25 項目の目標値の達成状況、30 項目の環境指標の進ちょく状況及び 222 項目の具体的取組の実施状況は、次表に示すとおりです。



25 項目の目標値の達成状況・30 項目の環境指標の進ちょく状況

25 項目の目標値の達成状況は、達成済みが 5 項目で 20%と低くなっていますが、未達成の 20 項目の 4 分の 3 は改善傾向にあり、おおむね良い方向に推移していると思われます。30 項目の環境指標の進ちょく状況は、改善に向かっているものが 21 項目で 70.0%となっており、おおむね良い方向に推進されています。今後とも環境指標のあり方の見直しを図り、より進展していくために、市民がライフスタイルを見直すための施策などが不可欠であると考えられます。また、財政的措置が確保されないと実施が進まない事業もあるため、最少費用で最大効果を得る行財政運営も求められます。

施策		25 項目の目標値の達成状況		20 の未達成項目進ちょく状況		30 項目の環境指標の進ちょく状況		
		達成	未達成	改善	改善が見られない	改善	横ばい	改善がみられない
環境目標 1 地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくる	1.地球環境問題への取組	0	3	2	1	4	0	0
	2.資源の有効利用とリサイクルの推進	1	1	1	0	1	0	0
環境目標 2 市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保する	3.人と環境にやさしい交通体系の確立	3	0			2	0	2
	4.有害化学物質の拡散防止	1	2	1	1			
	5.身近な水辺環境の保全	0	5	3	2			
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいく	6.湧水の復活（水の循環）	0	3	3	0	4	1	0
	7.武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	0	1	0	1	1	0	2
	8.身近な生きものの生育環境の保全・創造	-				2	0	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9.歴史的文化的遺産の継承	0	2	2	0	1	0	0
	10.都市のうるおいの創造	0	3	3	0	1	0	2
環境目標 5 すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくる	11.環境教育・学習の推進	-				4	0	0
	12.パートナーシップの形成					1	1	1
合計		5	20	15	5	21	2	7
達成状況及び現状値の進ちょく状況		20.0%	80.0%	75.0%	25.0%	70.0%	6.7%	23.3%



222 項目の具体的取組の実施状況

222 項目の具体的取組の実施状況は、完了及び順調が約8割を占め、おおむね順調に推進していると考えられます。一方、未着手は23項目で10.4%となっており、その原因を調査するとともに施策そのものを見直す必要があります。特に、未着手項目の多い「人と環境にやさしい交通体系の確立」については、当初予定していた事業が中止になったり、また経済状況の影響を受け進んでいない分野もあり、時代のニーズに即した取組が望まれます。また「都市のうるおいの創造」については、社会や経済状況の影響を受けているものもあるため、本市の実情にあった取組へ修正していくことが求められます。

施策		222 項目の具体的取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
環境目標 1 地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくる	1.地球環境問題への取組	23	1	18	2	2
	2.資源の有効利用とリサイクルの推進	19	0	17	0	2
環境目標 2 市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保する	3.人と環境にやさしい交通体系の確立	31	0	20	3	8
	4.有害化学物質の拡散防止	12	1	10	1	0
	5.身近な水辺環境の保全	16	2	13	1	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいく	6.湧水の復活（水の循環）	19	1	17	0	1
	7.武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	12	0	10	2	0
	8.身近な生きものの生育環境の保全・創造	12	0	10	0	2
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9.歴史的・文化的遺産の継承	16	1	13	0	2
	10.都市のうるおいの創造	35	0	25	6	4
環境目標 5 すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくる	11.環境教育・学習の推進	15	0	11	2	2
	12.パートナーシップの形成	12	0	11	1	0
合計			6	175	18	23
222 項目の具体的取組の実施状況		222	2.7%	78.8%	8.1%	10.4%



3-3 12の施策別の取組結果

施策1 地球環境問題への取組

市内電力使用量については、年を追うごとに増加傾向にあり、平成17年度実績では年間1,828,826千kWhとなっています。平成7年度実績と比較すると24.7%の伸び率となっており、目標値から乖離している状況にあります。課題としては、家庭におけるエネルギーは電力だけでなく、都市ガスについても使用量が增大しており、今後、二酸化炭素排出量の削減に向けて取り組むためには電力に加えて、都市ガスの消費量を指標として捉えていく必要があります。

これに対して市役所の電力使用量は、1%節電プラス1(ワン)運動等の省エネ活動を展開した結果、電力使用量の減少が図られ、平成7年度と平成17年度を比較すると2.34%の節電となりました。しかし、依然として目標値を達成できていない状況にあります。これからも新たな目標値を掲げ、達成に向けて取組を強化する必要があります。

新エネルギー*の普及に向けた取組として、平成9年度から住宅用太陽光発電システム設置費の補助を始め、平成17年度末現在では累積で842件(その内827件が市の補助)となっています。全体として増加傾向で推移しており、二酸化炭素排出量の削減に貢献しています。

なお、フロンガス*回収については、平成13年4月施行の家電リサイクル法に基づいて、メーカーの責任により処理しているため、市施設での回収は終了しています。

新エネルギー
石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

フロンガス
冷蔵庫等の冷媒や電子部品の洗浄等に広く使われていた化学物質。オゾン層を破壊するため、国際的な削減策が進められている。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7年度実績	H17年度実績	評価	
市内電力使用量 (千kWh/年)	1,407,861 以下	1,466,522	1,828,826	×	
市役所の電力使用量 (千kWh/年)	43,415 以下	48,238	47,108	×	
家庭用太陽光発電 システム設置数(件)	1,000以上	4	842	×	
フロンガス回収量 (kg/年)	-	226.3	-		
市役所の環境配慮 商品購入率(%)	-	3.2	56.7		
公共施設新エネルギー 利用施設数(施設)	-	6	89 <small>市以外の公共施設を含む</small>		
エコストア・エコオフィ ス*登録件数(件)	-	-	199		

エコストア・エコオフィス
簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。



市は、率先実行として、1%節電プラス1（ワン）運動やISO14001に基づく川越市環境マネジメントシステムに取り組んできました。また、環境への負荷が少ないエネルギーを大切に使うという取組を全市に展開し、地球温暖化*の防止に貢献するため、エコチャレンジファミリー、エコチャレンジスクール、エコチャレンジイベントといった各種認定事業を実施しています。

地球温暖化
人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

施策2 資源の有効利用とリサイクル*の推進

第一次計画における1人当たりのごみ排出量については、平成17年度末現在で857gとなっており、目標値の800g以下は達成されておられません。しかし、平成7年度と比較すると、約75g減少しており、ごみの減量化は改善されている状況にあります。なお、現在の目標値及び実績には、一部算入されていない品目があるため、排出量の算出方法の見直しを行う必要があります。

リサイクル
廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

ごみのリサイクル状況については、分別回収の品目の拡充、集団回収促進事業、布類拠点回収事業及び焼却灰の再資源化事業等のリサイクル施策の展開により、年を追うごとにリサイクル率が向上し、平成14年度以降、目標値である20%に到達した状況にあります。

小畔の里クリーンセンター及び埼玉県環境整備センターにおいて焼却残渣・破砕残渣を埋立処分している量は、ごみ減量化施策の展開、市民や事業者の協力によりリサイクル率が向上した結果、年を追うごとに減少しています。

また、平成14年12月からの新基準をクリアするため、各清掃センターにおける排ガス高度処理施設整備工事を実施し、ダイオキシン類*の削減に努めています。

ダイオキシン類
極めて毒性が強い有機塩素化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
1人当たりごみ排出量 (g/日)	800 以下	932	912	×
リサイクル率 (%)	20 以上	13.9	26.6	
埋立処分量 (トン/年)	-	17,297	9,084	



市は、ごみの減量・資源化を更に推進するため、平成14年度より焼却灰の再資源化を開始しました。また、平成13年度から一部地域で実施していたその他プラスチック製容器包装類の分別収集については、平成16年10月から全市展開しています。更に、出前講座などにより各種普及啓発事業を展開し、廃棄物の発生抑制に努めてきました。

施策3 人と環境にやさしい交通体系の確立

沿道の浮遊粒子状物質濃度（SPM*濃度）については、自動車排出ガス中の粒子状物質等の影響により、これまで環境基準*を達成することができませんでしたが、国・県のディーゼル車規制の効果もあって、平成15年度以降は基準を達成することができました。

二酸化窒素濃度（NO₂*濃度）については、平成7年度～11年度においては、目標値をクリアできない年度が続きましたが、平成12年度以降については比較的安定して環境基準値である0.06ppm以下を維持しています。

市役所における低公害車（八都県市指定車*、電気自動車、天然ガス車）導入率は、平成7年度の5.4%と比較すると着実に上昇し、平成17年度においては49.6%となりました。保有台数の490台中、243台が低公害車となり、その中には電気自動車2台、天然ガス車44台が含まれています。

SPM

大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす恐れはあると言われている。

環境基準

環境基本法第16条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

NO₂

二酸化窒素。物の燃焼によりNOが発生し、大気中で酸化されてNO₂となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす恐れがあると言われている。

八都県市指定車

関東の8つの都県市が、八都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。

CO

一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすと言われている。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7年度実績	H17年度実績	評価
沿道のCO*濃度 (ppm)	2.1以下	2.1	1.0	
沿道のSPM濃度 (mg/m ³)	0.1以下	0.175	0.084	
沿道のNO ₂ 濃度 (ppm)	0.06以下	0.067	0.052	
市役所の低公害車導入率 (%)	-	5.4	49.6	
自転車駐車施設利用台数 (台/年)	-	25,082	23,060	
都市計画道路整備率 (%)	-	31.5	36.5	
交通事故件数 (件/年)	-	8,343	10,025	



市は、冬期の11月から1月までの水曜日をノーカーデーとして、自動車交通量を減らすよう率先して公用車の利用を控えています。また、公用車への電気自動車「スマイル号」の導入、市内循環バス「川越シャトル」の運行などを実施しています。

一方、交通事故件数については、平成7年度以降、年々増加傾向となっております。

施策4 有害化学物質の拡散防止

大気環境基準適合割合（一般環境）は、平成7年度～17年度において、二酸化硫黄（SO₂*）と二酸化窒素（NO₂）については毎年度、すべての局で環境基準に適合しています。浮遊粒子状物質（SPM）については、平成16年度以降すべての局で環境基準に適合しました。オキシダント*については毎年度、すべての局で環境基準に適合していない状況です。

水質環境基準適合割合（健康項目*）は、不老橋において平成12年度に鉛、平成16年度には鉛及び亜硝酸・硝酸性窒素*、平成17年度には亜硝酸・硝酸性窒素の環境基準値超過があったものの、他年度については環境基準を満たし比較的安定した状況です。

地下水環境基準適合割合については、県概況調査、県モニタリング*調査、市モニタリング調査を行い、地下水の状況の把握に努めています。平成7年度からの推移を見ると、数箇所では有機塩素系化合物*が環境基準に適合せず、また、新たに環境基準が設定された亜硝酸性・硝酸性窒素の基準値超過が見られる傾向にあります。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7年度実績	H17年度実績	評価	
大気環境基準適合割合（%）	100	50	75	×	
水質環境基準適合割合（健康項目）（%）	100	100	100		
地下水環境基準適合割合（%）	100	79	69	×	

市は、大気汚染や水質汚濁の監視をはじめ、大気や土壌、河川水質、底質、地下水水質のダイオキシン類調査を実施しました。

SO₂
無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスとも言い、硫黄分の燃焼に伴って生じる。

オキシダント
光化学スモッグの原因物質で、オゾン・PAN等の総称。大気中のNO₂やHCが強い紫外線により光化学反応を起こして発生する。

健康項目
水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

亜硝酸・硝酸性窒素
ここでは、水中に溶け込んだNO₂、NO₃を意味する。高濃度では、血液中のヘモグロビンに作用する等による健康被害をもたらす。

モニタリング
日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。

有機塩素系化合物
塩素を含む有機化合物の総称で、溶剤や農薬等のために人工的に製造されるものが多い。代表的なものとしては、トリクロロエチレン、ダイオキシン類、PCB等。



施策5 身近な水辺環境の保全

生活雑排水*処理率は、公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽*の整備を推進することにより、平成7年度から着実に伸びていますが、目標値としていた95%に届かない状況です。

本市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、入間川、新河岸川、不老川、伊佐沼などで、定期的に水質調査を実施しています。

水素イオン濃度 (pH*) の環境基準適合割合については、平成7年度から数値を見ると、平成15年度のみ100%の達成となっています。

浮遊物質量 (SS*) の環境基準適合割合については、平成7年度からの数値ではおおむね100%の達成となっています。

生物化学的酸素要求量 (BOD*) については、年々改善の傾向にあり、環境基準適合割合については、入間川、小畔川、新河岸川で達成し、類型指定が変更されましたが、不老川では環境基準付近で推移しています。

大腸菌群数の環境基準適合割合については、環境基準が設定されている入間川、小畔川の3地点においていずれも達成できていない状況です。

生活雑排水
家庭からの排水のうち、し尿を除いたすべての排水を指す。

農業集落排水処理施設
農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や排水管等の施設。

合併処理浄化槽
し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

pH
水素イオン濃度。酸性やアルカリ性を示す指標で、7が中性、7未満は酸性、7を超えるとアルカリ性を示す。

SS
浮遊物質量。水中に浮遊する直径2mm以下の固形物の量を示す指標。

BOD
生物化学的酸素要求量。水中の微生物により有機物が酸化・分解される際に酸素が消費されることから、有機物による汚濁が進むと、微生物が求める酸素の量も増える。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7年度実績	H17年度実績	評価
生活雑排水処理率 (%)	95以上	77.9	89.2	×
水質環境基準適合割合 (生活環境項目) pH (%)	100	97	99	×
水質環境基準適合割合 (生活環境項目) SS (%)	100	100	99	×
水質環境基準適合割合 (生活環境項目) BOD (%)	100	69	85	×
水質環境基準適合割合 (生活環境項目) 大腸菌群数 (%)	100	74	8	×



不老川浄化対策、伊佐沼関連水質浄化対策などを実施しました。平成17年度からは、伊佐沼の水質保全と周辺整備を一体的に、かつ地域住民と協働を図りながら推進するため、新たに「川越市伊佐沼及び伊佐沼周辺整備推進委員会」及び「同推進会議」を設置し、水質浄化を進めています。

なお、水質環境基準適合割合のうち大腸菌数の平成17年度実績が大幅に低くなっていますが、これは類型指定が変更になったことによります。

施策6 湧水の復活（水の循環）

市での節水啓発の結果、一人当たりの上水使用量は年々減少しています。全国平均値は325リットル/日、埼玉県内平均値は312リットル/日となっています。

公共施設雨水利用施設数は、平成17年度までに、西文化会館、市立川越高校、総合福祉センター、総合保健センター、川越中央消防署、市民聖苑やすらぎのさと、霞ヶ関北小学校、川越駅東口図書館、川越まつり会館、市立美術館、北部地域ふれあいセンター、川越市保健所、川越西消防署名細分署、菅間学校給食センター、下水道管理センターの計15箇所に設置されています。

下水道雨水貯留浸透事業数については、実施箇所数が増加にとどまり、目標値の達成ができていない状況にあります。

家庭雨水貯留槽設置数は、平成9年度から補助制度を開始し、年々設置数が増え、平成17年度末現在で330基設置されていますが、目標値の3分の1に届かない状況です。



環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
市内湧水の箇所数 (箇所/年)	-	26	26		
湧水湧出量【龍池弁財天】 (m ³ /日)	-	160 (H8)	280		
湧水湧出量【八幡神社】 (m ³ /日)	-	120 (H8)	180		
湧水湧出量【青林寺付近】 (m ³ /日)	-	1,200 (H9)	1,300		
一人当たり上水使用量 (/日)	-	336	318		
公共施設雨水利用施設数 (箇所)	-	3	15		
公共施設雨水貯留 浸透対策量 (m ³)	55,000 以上	34,308	40,685	×	
下水道雨水貯留浸透 事業数 (箇所)	60 以上	3	15	×	
開発による雨水流出抑制 対策量 (m ³)	-	128,166	243,643		
家庭雨水貯留槽設置数 (基)	1,000 以上	-	330	×	

市は、水の大切さについての一層の理解と節水意識の高揚を図るため、浄水場施設開放、水道キャンペーン、節水コマの無料配布などの各種啓発事業を展開しています。また、雨水の流出抑制及び有効利用を図るため雨水対策施設の設置に対する補助などを実施しています。

施策7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全

二酸化炭素を吸収する意味でも大切な雑木林等が、所有者の高齢化に伴い管理できないことや、相続税の納付のために売買されたこと、開発行為等により伐採されてしまうことにより年々減少しています。

雑木林等の公有地化面積については、(仮称)川越市森林公園計画地内公有化を進め、平成7年度は10,368 m²だったものの、年々増加し平成17年度には平成7年度のおよそ7倍に当たる69,194m²を公有化しました。また、公有地の有効利用を図るため、(仮称)川越市森林公園計画地内「森のさんぽ道」の整備を進めています。

市民の森*など法令等による指定箇所数については、その内の保存樹林*について指定拡充が進められず、逆に伐採等による指定解除件数が増えてきている関係で、指定箇所数が毎年減少しています。

市民の森

緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね3,000平方メートル以上の雑木林等が対象。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認められたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。



市民の森など法令等による指定面積については、指定箇所数の減少と同様の原因により、指定面積が減少しています。平成17年度までに目標値である1,700,000 m²に到達することはできませんでした。

市民の森、保存樹林、ふるさとの緑の景観地、ふるさとの森については、自然保護、また環境教育の観点からも大切に残していくことが重要と考えます。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
雑木林等の面積 (m ²)	-	5,180,000	4,420,000		
雑木林等の公有地化面積 (m ²)	-	10,368	69,194		
市民の森など法令等による指定箇所数 (箇所)	-	171	143		
市民の森など法令等による指定面積 (m ²)	1,700,000 以上	1,066,705	974,691	×	

市は、保存樹木・樹林を指定し、所有者に対し維持管理費の一部として補助金を交付しました。また、緑地保全及び市民の良好な生活環境を確保するため、市民の憩いの場を提供するとともに、民有緑地の高度利用を図ることを目的として、市民の森指定事業などを実施しました。

施策8 身近な生きものの生育環境の保全・創造

平成9年度に菅間緑地がオープン、平成10年度には富士見六地藏公園を拡張、そして平成13年度に三ツ又沼ビオトープ*が開設されました。加えて、平成16年度に仙波河岸史跡公園がオープンし、市内計4箇所において、ビオトープの保全・創造事業が実施されています。

荒川、不老川、小畔川等で水生生物等の多様な野生生物の生息・生育環境を保全するため、三面コンクリート護岸を見直し、自然型工法を採用する多自然型*護岸の整備に努め、平成7年度の3,500mから順調に推移し、平成17年度末で累計約18,800mとなりました。

現在、世界中では未確認のものも含め、1,300万種もの生物がいると推定されています。これらの生物種は、自然の絶滅速度を上回る速度で急速に絶滅しており、年間4万もの種が絶滅しているとも言われています。生物種の多様性を崩さないためにも、早急な対応が望まれます。

ビオトープ

野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

多自然型

自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。



環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	-	0	4	
多自然型護岸の延長(m)	-	3,500	18,806.08	

市は、仙波河岸史跡公園などにおけるビオトープの整備、市内河川などでの多自然型護岸の整備などを実施しました。

施策9 歴史的文化的遺産の継承

都市景観重要建築物等の指定数は、平成11年度の4件から着実に増加し、平成17年度末現在で累計62件となりましたが、目標値である100件以上には未だ到達しない状況です。

市内における指定文化財の数は、平成7年度の182件から微増で推移し、平成17年度末現在では220件が指定されています。平成17年度までの指定数の内訳は、国指定文化財16件、県指定文化財37件、市指定文化財167件となっています。また、平成11年度には、川越市川越伝統的建造物群保存地区*が、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

登録有形文化財とは、残していきたい貴重な建造物を活用しながら保存していくもので、建築後50年以上が経過し、地元によく親しまれ歴史を反映するような特有な形状を有する建造物が対象となっています。市内においては平成8年度に1件登録され、その後は微増で推移し、平成17年度末現在で累計7件となりましたが、目標値である50件以上の到達にはほど遠い状況にあります。

伝統的建造物群保存地区
城下町，宿場町，門前町
など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
都市景観重要建築物等の指定数(件)	100以上	0	62	×
指定文化財の数(件)	-	182	220	
登録有形文化財の数(件)	50以上	-	7	×



市は、川崎市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木または樹林を「都市景観重要建築物等」として指定しています。また、文化財の維持及び調査事業、伝統的建造物群保存地区の指定などを実施しました。

施策 10 都市のうるおいの創造

電線類の地中化については、平成 17 年度末現在において、ほぼ毎年地中化延長が実施され、順調に都市景観に配慮した町並みが形成されつつあります。しかしながら、目標値である 7,000m には到達できませんでした。

公害苦情件数については、平成 11 年度をピークとして減少しており、平成 17 年度は、ピーク時の約半数になっています。

保存樹木数については、おおむね同等の本数で推移しており、また緑化本数については、年度によって多少の増減はあるものの、順調に事業を実施しています。平成 17 年度の内訳としては、苗木配布事業 2,300 本、公共施設緑化事業 91 本、緑の募金（家庭募金）交付金緑化事業 99 本、緑の募金（一般分）緑化事業 220 本、市民の森第 1 号施設修繕工事の樹木 345 本となっています。

一人当たりの都市公園面積は、平成 17 年度までにおいて、順調に数値は伸びているものの、目標値である 5.5 m²には届きませんでした。一人当たりの都市公園面積の全国平均値は 9.1 m²、埼玉県内平均値は 6.2 m²（平成 18 年 3 月末現在）であり、本市は各平均値よりも低い値となっています。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
都市景観形成地域の指定数（地域）	8	0	2	×	
電線類の地中化延長(m)	7,000 以上	2,563	6,491	×	
公害苦情件数（件/年）	-	203	148		
保存樹木数（本）	-	297	274		
緑化本数（本/年）	-	3,312	3,055		
1 人当たりの都市公園面積（m ² ）	5.5 以上	3.79	4.45	×	

市は、安全で快適な道路空間の確保、都市防災機能の向上、優れた都市景観の創造を図るために電線類の地中化延長を実施しました。また、緑化推進のため、毎年春と秋には苗木配布を行っています。更に、生け垣設置補助金交付、市民花壇指定、みんなで育てる緑のパートナー



一制度などについては、市民と市がパートナーシップ*を組み、事業を進めています。公園の整備については、地域の身近な公園として街区公園などの公園を積極的に整備しています。

パートナーシップ
様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

施策 11 環境教育・学習の推進

多目的に学習のできる施設として、市内には公民館 18、同分室 1、さわやか活動館 1、高階北学習情報館 1、女性会館 1、図書館 3、博物館 1、生活情報センター1、農業ふれあいセンター1、美術館 1、川越まつり会館 1、こどもの城 1、東口児童館 1、計 32 施設あるものの、環境に特化した施設がないのが現状です。

市内の公民館等において、多種多様にわたる環境問題への関心の高まりから、そのニーズに応えるために、ごみ問題から自然環境まで幅広く講座が企画され実施されていますが、平成 10 年度より講座参加者数は、おおむね横ばい傾向にあります。

次の世代を担う子どもたちが楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、環境省が平成 7 年度から実施しているこどもエコクラブ*については、平成 12 年度までは順調にクラブ登録数も増加し、子どもたちによる自主的な環境保全活動が行われてきました。その後、若干減少傾向になったものの、学校クラス単位での加入があり、近年再び増加に転じてきています。

こどもエコクラブ
地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる、幼児から高校生までの環境活動クラブで、環境省が支援している。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
環境学習施設数(施設)	-	26	32	
環境学習講座数(件/年)	-	34	72	
環境学習講座参加者数(延べ人/年)	-	3,306	7,083	
こどもエコクラブ登録数(団体/年)	-	2	20	

市は、平成 7 年度より環境意識向上のための体験型学習の一つとして、市民とともに身近なテーマについての市民環境調査を実施しています。平成 16 年度には、ワークショップを通じて市民の協力を得ながら「川越グリーンマップ」を作成しました。また、毎年 6 月に「環境月間ポスターコンクール」、毎年 10 月に「3R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール」、小・中学校の児童・生徒を対象とした出前講座などを実施しています。更に、発表会等の開催を通じてこどもエコクラブの活動を支援しています。



施策 12 パートナーシップの形成

環境に係る人材の登録件数は、おおむね横ばいで推移していますが、近年は増加の傾向にあります。平成 17 年度は、環境に関する講師として、社会教育関係講師名簿に 43 件、埼玉県環境アドバイザー*に 2 件、彩の国環境大学修了者人材リストに 8 件、埼玉県環境教育アシスタント*に 8 件、環境カウンセラー登録*簿に 11 件登録されています。

平成 12 年度に、市民、事業者、民間団体、行政によるネットワーク型組織「かわごえ環境ネット」が設立され、パートナーシップ及び各主体による環境保全活動が積極的に行われています。かわごえ環境ネットは、平成 17 年度末現在、個人 83、事業者 32、民間団体 31、行政 1 により構成され、各主体が環境問題に高い意欲を示し、川越の環境を良くするために各種活動を展開しています。

埼玉県環境アドバイザー
埼玉県が進めている事業で、環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

埼玉県環境教育アシスタント
埼玉県が進めている事業で、小・中・高校における環境教育やこどもエコクラブの環境保全活動を支援する指導助言者を登録する制度。

環境カウンセラー登録
環境省が進めている事業で、市民や事業者等に対して環境保全に関する助言を行う人材を登録し、人材活用を図る制度。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
人材登録件数（件／年）	-	35	72	
環境活動団体数 （団体／年）	-	-	31	
グラウンドワーク事業 実施数（件／年）	-	1	1	

グラウンドワークとは、1980 年代に英国の都市周縁部で始まった、パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のことをいい、本市においては昭和 58 年度より、公共の場の快適な環境づくりを推進するため、クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）を実施しています。

平成 17 年度は、延べ 615 団体、130,981 人が参加し、190.26 t のごみが回収されました。

また、平成 16 年度には 10 市 3 町（当時）で構成する埼玉県西部第一広域行政推進協議会環境部会において、市民とのパートナーシップのあり方について研究しました。



4

市民意識と市民参加の状況

4-1 川越市民環境意識調査（平成13年3月）

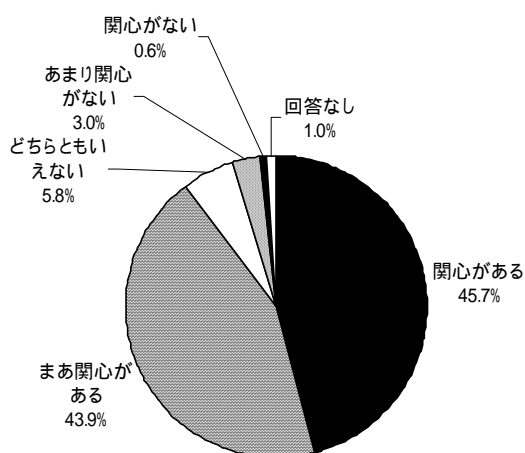
平成13年3月に市民2,000人を対象として実施した「川越市民環境意識調査結果」によると、「地球規模の環境問題について」関心がある、まあ関心があるという回答がほとんどを占めており、市民の環境への関心が高いことがうかがえます。

一方、身の回りの環境問題については、「自動車の排気ガス」「ダイオキシンなどの有害化学物質問題」や「川や沼等の汚れ」などに大きな関心を寄せています。

日常生活の中で、環境に負担をかけない行動の実践状況をたずねたところ、28項目中14項目は、8割の市民が実践していると回答しています。市民生活の中で環境にやさしい行動が浸透していることがうかがえます。

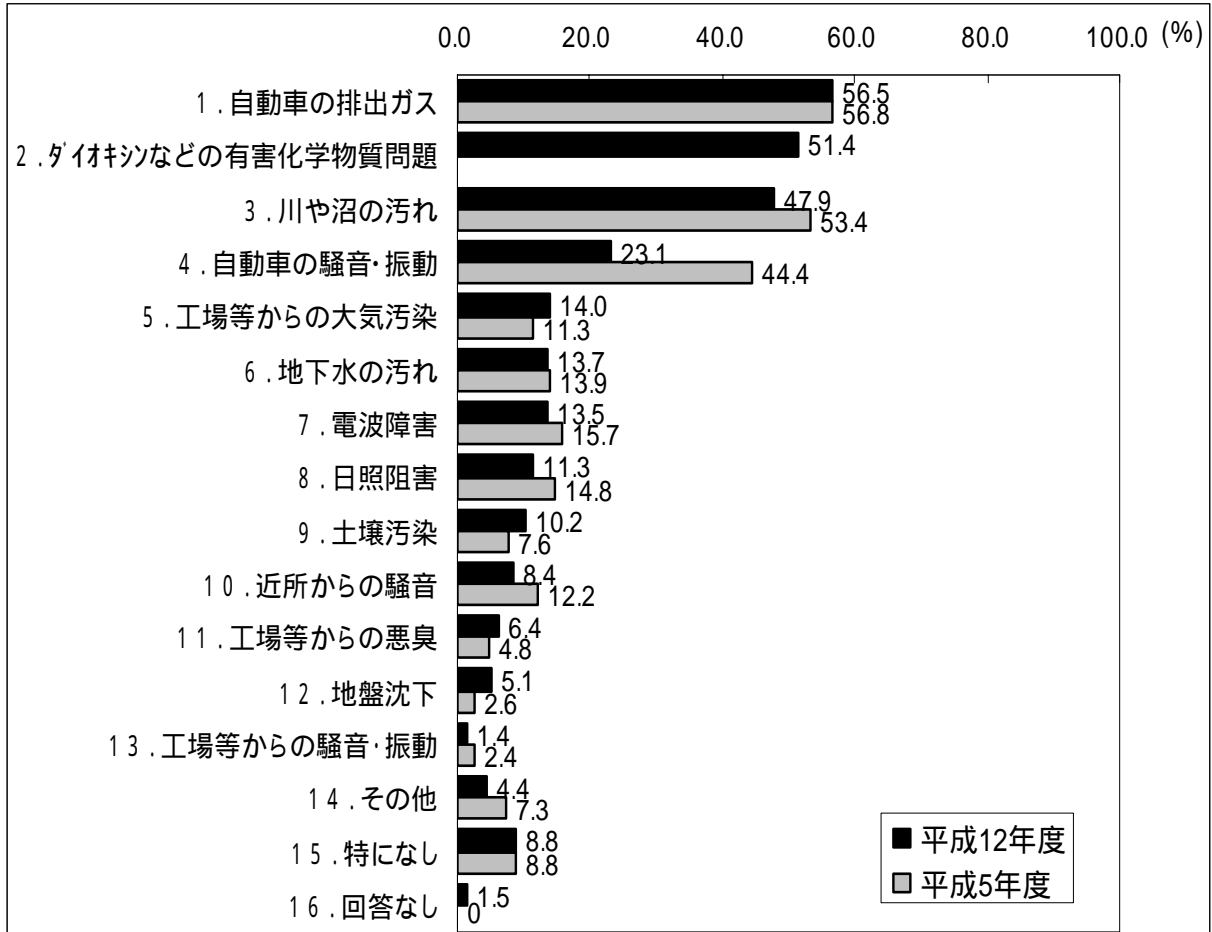
対象	市民 2,000 人
回収率	51.6%
有効回答数	1,031 人

地球規模の環境問題への関心度





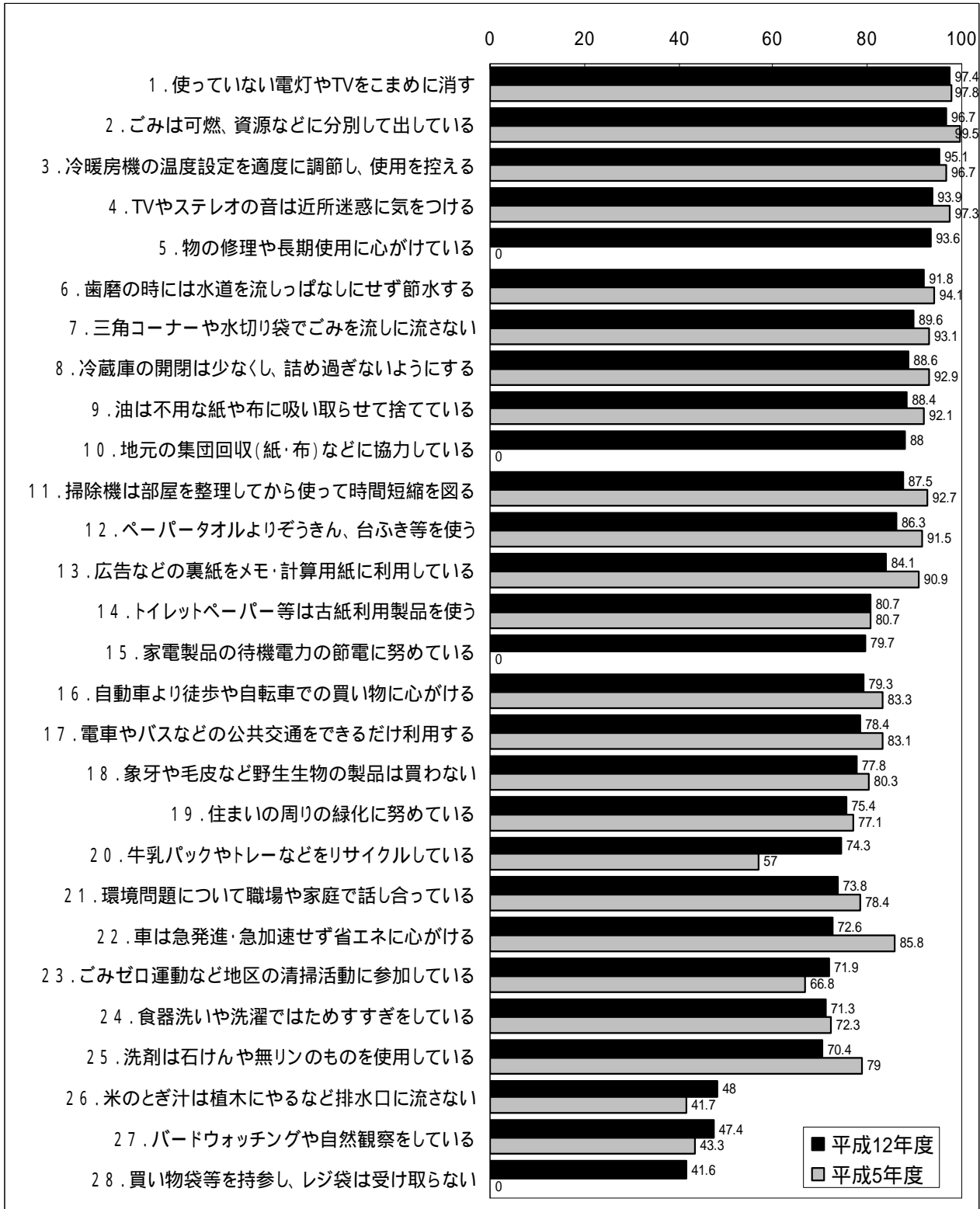
身の回りで関心のある環境問題





環境に負担をかけない行動の実践状況

平成5年度(灰色)がゼロの設問は平成12年度のみ調査です。
 数値は「いつもしている」と「ときどきしている」の割合を合計したものです。





4-2 環境行政に対する市民の声

本市では、環境基本計画に基づき、川越の環境の現状値及び実施した主な施策の内容を「かわごえの環境」として毎年報告書を作成し、公表しています。その際、市民意見を募集し、環境行政に反映させています。

また、第三次川越市総合計画の策定にあたり、市民と市の協働による計画づくりを推進するため、かわごえ市民会議が平成16年4月24日に設置されました。市民会議からは、「市民生活」「都市基盤」「経済・産業」「環境・防災」及び「文化・教育」の5つのテーマについて230件の提言（うち環境に関する提言は90件）がありました。

「かわごえの環境」に関する平成11年から平成17年版までの市民意見及びかわごえ市民会議の提言について

分野	件数		
	かわごえの環境 (H11～17)	かわごえ市民 会議の提言	計
1.地球環境問題への取組	21件	6件	27件
2.資源の有効利用と リサイクルの推進	16件	12件	28件
3.人と環境にやさしい 交通体系の確立	18件	12件	30件
4.有害化学物質の拡散防止	0件	2件	2件
5.身近な水辺環境の保全	9件	2件	11件
6.湧水の復活（水の循環）	6件	12件	18件
7.武蔵野の面影を残す 自然的環境の保全	4件	6件	10件
8.身近な生き物の 生育環境の保全・創造	5件	4件	9件
9.歴史的文化的遺産の継承	4件	5件	9件
10.都市のうるおいの創造	43件	17件	60件
11.環境教育・学習の推進	10件	4件	14件
12.パートナーシップの形成	7件	1件	8件
その他	28件	7件	35件
合計	171件	90件	261件



4-3 市民・事業者・民間団体の取組

本市では、市民、事業者、民間団体、行政がパートナーシップを組み、協働による環境保全の取組が始まっています。

かわごえ環境フォーラム (かわごえ環境ネット主催)



本市において、環境をよくするためのさまざまな活動を行っている市民・事業者・民間団体・行政が集まり、1年間の環境活動を報告する環境フォーラムが、地元企業の協賛と川越市の後援を受けて、開催されています。

(仮称)川越市森林公園計画地 における調査・保全・協働活動



平成17年5月、(仮称)川越市森林公園計画地内に「森のさんぽ道」がオープンしました。

市公園整備課が散策路の敷設を計画する際、「利活用会議」を設け、かわごえ環境ネットなどが参画して、園路のルート・柵・ベンチなどのあり方を検討しています。また、園内で観察会や調査を実施し、植生の保護に役立っています。



5

今後の課題

5-1 第一次計画の現状と評価を踏まえて

「3 第一次計画の現状と評価」で述べたとおり、第一次計画に示した施策・事業や環境指標・目標値は、おおむね計画のとおり進んだと評価されました。しかし、実行や効果が十分に伴わない施策も見受けられました。

一方、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、グリーン購入法、地球温暖化対策推進法、自然再生推進法、環境教育推進法や環境配慮促進法など、環境に関する法令が新たに制定されています。

私たちは、21世紀半ばを見据え、望ましい環境像の実現に向けて、さらなるチャレンジを始めようとしています。今後は、第一次計画の現状と評価、国内外の動きを踏まえ、施策内容を見直すとともに、新たな環境指標・目標値を設定することが求められます。

5-2 持続可能な地域社会の実現へ

本市の将来の望ましい環境像の実現に向けて、持続可能な地域社会を構築していくためには、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいく必要があります。他方で、環境面での持続可能なシステムとするためには、社会や経済の面でも持続的でなければなりません。

これまでのとおり、環境行政の推進はもちろん、まちづくりのさまざまな分野において環境配慮を織り込むことが重要です。第三次川越市総合計画と整合を図り、まちづくりに当たって環境の保全・創造の基本的な方向を示す本計画は、更にその役割が期待されます。

加えて、日常生活や事業活動において足元からはじめる取組が今後更に重要となってきます。市民、事業者、民間団体、滞在者といった各主体の行動にも環境配慮が織り込まれていくことが不可欠です。

5-3 物の豊かさから心の豊かさへ

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林、広大な水田や畑など自然的な環境資源を有しています。また、歴史や文化、伝統が息づくなど「小江戸」と呼ばれる魅力もあります。

私たちは、自然と快適な都市環境が調和した中で、心豊かで幸せな生活を送ることを求めているのではないのでしょうか。物の豊かさだけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、快適な暮らし、歴史や文



化、地域社会といったものを考慮して、本市の環境の保全・創造を考えていくことが必要です。

5-4 地球に暮らす一員として

地球温暖化防止の取組を世界的に進めるため、平成17年2月に京都議定書*が発効されました。京都議定書では、日本は2008(平成20)年から2012(平成24)年までの5年間に温室効果ガス*排出量を1990年レベルより全体で6%以上削減することを約束しています。

本市においても、市民生活や事業活動を通じてエネルギーを使用しており、二酸化炭素をはじめ、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しています。

私たちは、地球に暮らす一員として、京都議定書に定めた目標の達成のため、また地球の将来のために、全地球的な課題である地球温暖化防止のための行動を起こす必要があります。

5-5 協働による環境の保全と創造を

本市では、第一次計画策定後の平成12年8月に、市民、事業者、民間団体、行政の4者によるパートナーシップ組織として、かわごえ環境ネットを設立し、かわごえ環境フォーラムやリスクコミュニケーション*など、先進的な環境保全活動を展開しています。

環境行政に対する市民の関心が高まるにつれ、かわごえ環境ネットをはじめとして、地域でのさまざまな課題に対して、自主的、積極的に取り組む動きがみられるようになってきました。今後、持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、民間団体、行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力し合う「協働」が大切です。

5-6 環境行政における進行管理、説明責任の重要性

本市は、平成15年4月に、地方分権の先導役である中核市へ移行し、事務処理権限が大幅に拡大しました。

地方分権の一層の進展のためには、厳しい財政状況の中、効果的・効率的な行財政運営が求められます。

環境行政においても、市民、事業者、民間団体の積極的な参加・参画を促進するために、事業の実施や事業の評価プロセスにおいて、できるだけ幅広い情報を提供しつつ、かつ行政として説明責任を果たすことが強く求められてきます。

京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第1約束期間(2008~2012年)の間に、先進国等に対して温室効果ガスを1990年比で一定数値(日本は6%)以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表の温度を高める効果をもつ気体(ガス)。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。

リスクコミュニケーション

主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。